

総 括 調 査 票

事案名	(8) 日本司法支援センター(法テラス)運営費交付金			調査対象 予 算 額	平成 26 年度 : 14,607 百万円 平成 25 年度 : 12,628 百万円		
所管	法務省	組織	法務本省	会計	一般会計	調査区分	本省調査
						取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

事案の概要

- 日本司法支援センター（以下「法テラス」という）は、法による紛争解決に必要な情報やサービスを提供するため、総合法律支援法に基づき、全額国費によって平成 18 年 4 月に設立された法務省所管の公的法人である（主要な業務の一つである民事法律扶助業務についての前身は財団法人法律扶助協会）。独立行政法人に準じた組織とされており、主務大臣である法務大臣が中期目標を指示し、これを達成するための中期計画及び年度計画を策定した上で業務を実施している。
- 本調査では、運営費交付金等を用いて実施されている代理援助・書類作成援助（弁護士・司法書士費用等の立替えを行う支援。以下「代理援助等」という。）について、執行状況およびその健全性（立替金の回収状況）を調査する（26 年度予算における代理援助予定額 166 億円。書類作成援助予定額 4 億円）。

（注 1）代理援助等の業務を実施するための予算については、その年に見込まれる立替金や業務の実施に必要な経費と回収金（償還金収入）を始めとする収入の差額が運営費交付金として交付されているため、回収が滞ることによる償還金収入の減少が運営費交付金予算を増加させる構造となっている。

〔法テラスの主な業務〕

- ① 民事法律扶助業務 … 資力が乏しい国民等に対し、無料法律相談、弁護士・司法書士費用等の立替え（代理援助等）等を行う。
- ② 司法過疎対策業務 … 司法過疎地域において、依頼に応じ、相当の対価を得て、法テラスの常勤弁護士が法律事務を行う。
- ③ 情報提供業務 … 弁護士、隣接法律専門職者、ADR（裁判外紛争解決）機関等の情報を収集整理し、提供する。
- ④ 国選弁護等関連業務 … 国選弁護人候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人に対する報酬・費用の支払い等を行う。
- ⑤ 犯罪被害者支援業務 … 犯罪被害者支援に関する情報の収集・整理・提供、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知等を行う。

〔予算の推移〕

（当初予算、単位：億円）

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
日本司法支援センター運営費交付金	60	102	104	104	155	166	144	126	146
同運営費交付金(復興特会)	—	—	—	—	—	—	21	2	9
国選弁護人確保業務等委託費	39	101	91	158	155	148	154	157	164

（注 2）国選弁護人確保業務等委託費は、少年事件に係る国選付添人の確保（19 年 11 月～）、刑事裁判における国選被害者参加人弁護士の確保（20 年 12 月～）、被疑者国選弁護人の対象範囲の拡大（21 年 5 月～）等の法令改正に伴う新規業務発生により増加している。日本司法支援センター運営費交付金は、民事法律扶助件数の増加に伴い増加している。

総 括 調 査 票

事案名 (8) 日本司法支援センター(法テラス)運営費交付金

②調査の視点

1. 法テラスの代理援助等は国の一般会計予算の運営費交付金を用いて実施されており、弁護士費用等の立替え・立替金回収業務は、予め定められた規則に則って適切に実施されなければならない。

2. 法務大臣が定める中期目標(第2期:平成22~25年度)においては、「民事法律扶助の立替金債権等の回収に最大限努める」とされ、年度ごと、地方事務所ごとの管理・回収計画の策定及び毎年度の検証・評価・見直しや、効率的で効果的な回収方法の工夫等が求められてきた。

3. このような法テラスに対する要請を踏まえ、適切に代理援助等が実施されているかを検証するため、以下の事項について調査する。

- ・代理援助等の執行状況
- ・代理援助等の健全性

③調査結果及びその分析

1. 代理援助等の執行状況

(1) 代理援助等(立替)、免除及び償還金収入の推移

一般会計(18~24年度:実績、25年度:立替・免除:速報値、償還金収入:予算額)

(単位:億円)

年度	18	19	20	21	22	23	24	25
立替金額(a)	53	111	126	154	169	156	155	157
免除金額(b)	4	8	11	21	31	29	24	4
(a)-(b)	49	103	115	133	139	127	131	152
償還金収入	34	76	84	97	102	104	100	107

(注3) 法テラスは平成18年10月から業務を開始。

(注4) 生活保護を受給している場合及び被援助者が亡くなった場合等に償還が免除されている(事件の相手方から経済的利益を得た場合を除く)。

(注5) 償還金収入は、各年度に償還を受けた金額を計上している。

⇒ 19→25年度 : 立替金(免除除く) +49億円(+48%)
: 償還金収入 +31億円(+41%)

(2) 代理援助等の契約内容

償還期間については、業務方法書(第59条第3項)において、「割賦償還金の償還期間は3年を超えないものとする。ただし、地方事務所長は、被援助者の資力その他の状況を勘案し、償還期間を延長する決定をすることができる。」とされている。

⇒ 償還期間は、事件終結時に毎月の償還額(原則として5千円~1万円)から自動的に設定されている。この結果、約2割の事件において業務方法書に定められた「3年を超えない償還期間」の設定がなされていない。

⇒ 償還期間が3年を超える場合において、事件終結時に被援助者の資力等の確認が徹底されていない。

(3) 債権管理の状況

⇒ 24年度に債権管理システムを導入しているが、そもそも償還期間を基準とした管理が行われていないため、年度別滞納総額等が完全には把握できないなど、全国規模で計画的に回収を図る環境が整っていない。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 中期目標及び業務方法書に則り、適切に立替金債権等の回収を実施するため、以下の見直しを早急を実施すべきである。

① 援助開始時に、契約書において、被援助者は事件終結後3年以内に立替金を償還しなければならないこと等を明記すべきである。また、事件終結時には、業務方法書に則った「3年を超えない償還期間」を設定し、決定書に明記すべきである。

② 償還期間の延長について、業務執行上の公平性を確保するため、償還期間の延長の特例が適用される具体的な要件を業務方法書等に規定すべきである。また、その適用に当たっては、被援助者の資力状況等の確認を義務づけるべきである。

③ 立替金の回収状況を全国規模で適時に把握できる態勢を整備し、地方事務所と回収方針を共有しつつ回収業務を実施すべきである。

総 括 調 査 票

事案名 (8) 日本司法支援センター(法テラス)運営費交付金

②調査の視点

1. 法テラスの代理援助等は国の一般会計予算の運営費交付金を用いて実施されており、その立替え・立替金回収業務は、予め定められた規則に則って適切に実施されなければならない。
2. 法務大臣が定める中期目標（第2期：平成22～25年度）においては、「民事法律扶助の立替金債権等の回収に最大限努める」とされ、年度ごと、地方事務所ごとの管理・回収計画の策定及び毎年度の検証・評価・見直しや、効率的で効果的な回収方法の工夫等が求められてきた。
3. このような法テラスに対する要請を踏まえ、適切に代理援助等が実施されているかを検証するため、以下の事項について調査する。
 - ・代理援助等の執行状況
 - ・代理援助等の健全性

③調査結果及びその分析

2. 代理援助等業務の健全性

(1) 長期未償還債権の状況

（一般会計（26年4月現在の実績値・速報値）、単位：億円、千件）

援助年度	18	19	20	21	22	23	24	25
経過年数	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年	—
未償還金	7	15	17	23	35	47	72	133
未償還件数	7	14	18	25	35	46	65	95

⇒ 償還期間は3年を超えないこととされているところ、援助実施から4年以上経過してなお償還されていない長期未償還債権が62億円（64千件）存在する。

(2) 請求・督促・強制執行の実施状況

償還の状況	請求・督促の様態
①償還開始	代理援助等の契約締結日の翌々月から償還開始。
②滞納発生	口座引落不能が発生した場合、その都度コンビニ納付の督促葉書を郵送（納付期限は翌月初旬）。12ヶ月連続滞納となるまではコンビニ納付の督促及び電話・面接による督促を実施。
③12ヶ月連続滞納	滞納総額の支払いを求める督促状を郵送。
④更に18ヶ月連続滞納	30ヶ月超連続滞納かつ高額滞納である者の一部について、裁判所に対して支払督促の申立てを実施。法テラスの調査により被援助者の残余資産が判明すれば強制執行に移行。

⇒ 裁判所に対する支払督促の申立ては30ヶ月超連続滞納及び高額滞納である者のうちの一部の者に限って実施され、その他の長期滞納者は強制執行が適用されていない（督促状の郵送・電話等の実施のみ）。

④今後の改善点・検討の方向性

2. 業務方法書に則った適切な償還期間の設定、強制執行の適切かつ公平な実施が確保されていないことが回収遅延の遠因となり、長期未償還債権が62億円にのぼっていると考えられる。法テラスは償還金収入で賄えない業務経費を運営費交付金として交付されており、これらの未償還債権の回収が進めば、将来の運営費交付金予算の効率化を図ることができる。

したがって、業務方法書及び中期目標に則った業務運営を確保し、将来の運営費交付金予算の効率化を図るため、未償還債権の回収可能性の分析に基づく効果的な回収計画を策定し、長期滞納債権等の回収に集中的に取り組むべきである。

その際、請求・督促の実効性を確保するため、支払督促申立ての積極的な活用について検討し、実施すべきである。

さらに、各種業務の効率化、被援助者の利便性向上のため、マイナンバー法による番号制度を民事法律扶助業務に導入することについて検討すべきである。

注）マイナンバー法は、施行後3年（平成30年度）を目途に見直しを図ることとしており、民間企業等を含めた使用範囲の再検討が行われる予定。